# 令和5年度 共同募金配分金 公募型助成 募集要領

#### はじめに

コロナ禍が長引く中でこれまでの人と人とのつながりが難しくなり、さらに社会的孤立が 深刻化しています。そのため、新たな形でのつながりづくりが求められています。

西宮市社会福祉協議会では、地域のさまざまな個人や団体が、つながり、認め合える地域を目指して、共同募金の配分金を財源にボランティアグループや当事者団体、NPO法人、福祉施設等が地域福祉の推進を目的として実施する活動に対して、公募型助成を実施します。

赤い羽根共同募金のスローガン「じぶんの町をよくするしくみ」として、共同募金配分金がより広く、様々な活動に活用され、共同募金運動への理解、協力が広がることを期待します。ふるってご応募ください。



#### 【問合せ】

西宮市社会福祉協議会 地域福祉課(担当:本田·中村) 〒662-0913

西宮市染殿町8−17 西宮市総合福祉センター2 F

TEL: 0798-23-1140 FAX: 0798-23-3910

#### 令和5年度 共同募金配分金 公募型助成 募集要領

## 募集内容

# 〇助成対象 : 人と人とがつながり、認め合う地域づくりにつながる活動・事業

コロナ禍が長引くことで、これまでの人と人とのつながりが難しくなり、さらに社会的孤立が深刻化している中で、住民同士が知り合い、つながり合える機会づくりや、お互いに支え合う仕組みづくり、制度・サービスだけでは解決できない課題に取り組む活動など、さまざまな人々が社会から孤立することなく認め合える地域づくりにつながる活動を対象とします。

#### (助成対象例)

- 住民交流の場づくりなど、地域における社会的孤立を防ぐための活動
- 高齢者や障害者などの日常生活に不安を抱えている方への支援活動
- 子どもへの学習支援や食支援、居場所づくりの活動
- ・引きこもりの方への支援活動
- 生きづらさを抱えている方の社会参加の場づくりの活動 など
- ※団体の維持費・運営費(人件費、申請団体が所有する会館等の賃借料、スタッフ会議での食糧費等)は、対象外です。
- ※既存の活動継続のみに必要な経費(備品購入等)は対象外です。

# ○活動・事業実施期間 : 令和5年4月1日~令和6年3月31日

# 〇助成予定額 : 総額100万円(予定)

ただし、1団体あたりの上限は、30万円とします。

申請内容や件数により、不採用や配分額の減額などもありますのでご了承ください。

# <u>〇助成応募資格</u>

下記項目すべてに該当することを条件とします。

- (1)西宮市内の任意団体、ボランティアグループ、NPO法人等(構成員5名以上の団体)
  - ※地域で活動されている自治会、老人クラブ、青少年愛護協議会等の地域活動団体も含みます。
  - ※営利目的・政治目的・宗教の普及目的の事業は対象外です。
- (2)助成対象となる活動・事業の実施地域が西宮市内であること
- (3)共同募金の趣旨を理解し、共同募金啓発活動に参加できること
- (4)活動・事業を適正かつ着実に実施できる体制があること
- (5)会計事務を適正に処理することができる体制があること

- ※広く助成金が活用されるために、1団体あたり1件の応募とし、法人が複数運営する事業所等から申請をする場合は、1法人1件限りの応募とします。
- ※複数の団体が協働で応募することも可能です。その場合は、代表する団体が申請し、 協働する団体について、申請書実施計画内に記載してください。
- ※過去に公募型助成配分を受けている団体は、申請できません。

# 〇審査及び選考方法

1次審査:書類審査

→審査結果は令和5年2月頭頃に文書にて通知します。

2次審査:面接審査 ※書類審査を通過した団体のみ

…団体による活動・事業説明をもって選考を行います。 日時、場所については別途案内します。

→審査結果は令和5年3月中に文書にて通知します。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、審査方法や時期等が変更になる場合があります。

### 〇その他

- ・活動・事業終了後に、実施報告書の提出をお願いします。
- ・以下のいずれかに該当した場合、助成金の一部または全部の返還、助成の取消を求めることがあります。
  - ①助成金に余剰が生じた場合
  - ②助成金にかかる経理が不明確である場合
  - ③助成決定後、活動・事業を廃止または休止した場合
  - ④助成金を指定した活動・事業以外に使用した場合
  - ⑤事実と相違した助成申請または使途報告がされた場合
  - ⑥共同募金配分金 公募型助成を受けた活動・事業であることのPRを行わなかった場合



# 応募方法

- 1)所定の「申請書」及び申請団体の概要がわかる資料(総会資料・パンフレット等)をご提出してください。
  - ※申請書の記入につきましては、記入例をご参照ください。

#### <申請受付期間>

令和4年11月18日(金)~令和4年12月16日(金)(当日消印有効)

- ○持参の場合→下記問い合わせ先までご持参ください。
- 2)申請書のコピーは、必ずお手元に保管しておいてください。
- 3)ご提出頂きました書類の返却はできませんのでご了承ください。
- \*募集要領・申請書は、西宮市社会福祉協議会ホームページ http://www.n-shakyo.jp/からダウンロードできます。

#### 〇お問い合わせ及び申請書提出先

西宮市社会福祉協議会 地域福祉課(担当:本田·中村) 〒662-0913

西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター2F

TEL:0798-23-1140 FAX:0798-23-3910

メール: chiiki@n-shakyo.jp

